

軽自動車税・自動車税には 減免措置制度があります

税務課（内線531）

身体障害者・戦傷病者が所有し、自らが運転する車両、又は精神障害者や18歳未満の身体障害者と生計を共にする方が所有する車両は、障害の程度により軽自動車税・自動車税が減免される場合があります。

■対象車両

- 障害者が所有し、自らが運転する車両
 - 18歳未満の障害者や重度精神障害者と生計を共にする方が所有し、運転し、障害者のために使用する車両
 - 重度身体障害者の所有で、生計を共にする方が運転し、障害者のために使用する車両
- ※自家用で、軽自動車・自動車あわせて1人1台減免できます。

■申請に必要なもの

- ①減免申請書（軽自動車税は税務課、自動車税は福祉課にあります。）
- ②運転免許証
- ③印鑑
- ④自動車検査証
- ⑤納税通知書
- ⑥身体障害者手帳（戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は精神状態に関する証明書）

※生計を共にする方が所有又は運転される場合は、通学、通院、通所、又は生業を行っていることの証明書と福祉課発行の生計同一証明書、又は健康保険証が必要です。

■申請書提出期限 5月24日(水)

■申請書提出先・問い合わせ

- 軽自動車税
市役所税務課（内線531）又は各地域事務所総合窓口課へ
- 自動車税
松山地方局課税課（松山市北持田132、☎941-1111）へ。

休日に出張収納窓口を設置します

軽自動車税・自動車税（県税）が対象です。

- 日時 5月20日(土)、21日(日)、27日(土)、28日(日) 9:30~18:00
 - 場所 ディック伊予店（下吾川）
- 5月中旬に送付された納付書をお持ちください。同じ日程で市役所庁舎内でも休日納付窓口を設置します。税の納付、納付相談にご利用ください。
- 問い合わせ 会計課（内線548、549）へ。

浄化槽の設置設備に係る補助金制度のご案内

下水道課（内線576）

市では、一定条件のもと国や県の制度を利用して、10人槽以下の浄化槽を設置する方の浄化槽本体工事費に対して、補助金を交付する制度があります。

■補助対象の主な要件

- 新たな浄化槽の設置
- 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への入替（転換）
- 市内に住民登録がある方、浄化槽設置後、速やかに住民登録のできる方
- 専ら住居として使用する建物又は延べ床面積の2分の1以上を居住に使用する建物
- 建築基準法、浄化槽法そのほか

浄化槽市町村設置型整備推進事業のご案内

中山地区の方で、浄化槽の設置を希望される方は、設置の申請後、浄化槽の設置から維持管理まで、市が行う制度があります。

■対象地区

中山地区の公共下水道、農業集落排水施設整備区域以外にお住まいの方

■主な内容

- ①浄化槽の設置にかかると工事費のうち個人負担金として一戸当たり13万円を、工事完了後に一括して市に納めます。（浄化槽本体の設置のみ）

の規定に基づく浄化槽の設置確認を得ていること

○地方税等を完納していることなど

■補助対象区域

- 八倉、宮下、上野、上三谷、下三谷、本郡、森、中村、三秋、平岡、鷺崎、双海地区の全域
- 下吾川、米湊、上吾川、三島、尾崎、稲荷、市場の一部を除く区域

■補助金額

- 5人槽 35万4千円
- 6〜7人槽 41万1千円
- 8〜10人槽 51万9千円

※詳しくは担当課までお問い合わせください。

- ②浄化槽の使用開始後、住民基本台帳による世帯人員により、使用料を納めます。（2か月に1度、維持管理を行います。）
- ③市が維持管理業者と契約して、

※工事設計の段階から、市が申請者の相談に応じ、設置後は市が契約した委託業者が、定期的な点検管理を行うので、個人の負担も少なく、安心して設置できます。

※詳しくは下水道課（内線576）までお問い合わせください。

伊予市役所 ☎982-1111(代)

中山地域事務所 ☎967-1111(代) 双海地域事務所 ☎986-1111(代)

「ねんきんダイヤル」サービスの実施

保険年金課 (内線547)

「ねんきんダイヤル」は、全国の年金電話相談センターのうち、回線の空いているところにつながります。

通話料金の負担については、一般固定電話の場合、接続先にかかわらず市内通話料金で利用できます。

■年金請求などの年金相談は、

☎0570-0511165

■すでに年金をお受けになつてい
る方の相談については、

☎0570-0711165

受付時間は8時30分から17時まで

(土・日・祝日を除く)

「年金個人情報提供サービス」の実施

インターネットでご自身の年金加入記録を閲覧できる「年金個人情報提供サービス」が始まりました。

①サービス提供を申し込むと、内容確認後、社会保険庁より「ユーザID・パスワード」がご自宅に送付されます。

②社会保険庁ホームページに「ユーザID・パスワード」と申し込みの際に設定する「お客様設定パスワード」を入力することで利用できます。

■閲覧できる年金加入記録

これまでの公的年金制度の加入の履歴
納付状況

厚生年金の標準報酬月額、標準賞与額
船員保険の標準報酬月額、標準賞与額

※共済組合等に現在ご加入中の方は、サービスの対象外となっています。

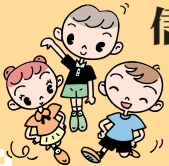
詳しい内容や申し込み方法は、

社会保険庁ホームページ (<http://www.sia.go.jp>) をご覧ください。

平成18年度 児童福祉週間

5月5日(金)～11日(木)

“大切だよ
信らねること
されること”



「花づくり講座」受講生の募集!

産業経済課 (内線571)

花づくりについての基礎知識、園芸作業、ガーデニングなどを学んでみませんか。

■募集定員 50人

■開催時期 6月～平成19年3月

■開催場所 さざなみ館

■申込期間 5月26日(金)まで

(定員になり次第、締め切ります)

■申込方法

市役所ロビー、各地区公民館に置いてある「受講申込書」に必要事項を記入の上、産業経済課、又

児童手当の手続きはできていますか?

福祉課 (内線539)

児童手当は、児童を養育している方に手当を支給する制度ですが、児童の増加・転入などにより、手続きのできていない方はいませんか?

また、所得の制限により、現在受給できていない方も、平成18年度の所得の見直しにより、受給できるようになるかもしれません。

新たに対象となる方は、5月中旬に「認定申請書」を提出してください。なお、児童手当は認定請求をした日の属する月の翌月から支給されます。提出が遅れると、6

は各地域事務所地域振興課へお申し込みください。

月	内容
6月	花づくりについての基礎知識
8月	夏の園芸作業
10月	秋の園芸作業
12月	冬の園芸作業
1月	ガーデニング講座
3月	春の園芸作業と総括

※都合により内容を変更することがありますので、ご了承ください。

月分からの手当が受けられないので、新たに受給できる方は5月中旬に提出してください。

■必要なもの

○印鑑 (スタンプ印は不可)

○振込口座の分かるもの (郵便局以外で請求者名義のもの)

○年金手帳 (請求される方のもの)

○保険証 (請求される方のもの)

○平成18年1月1日に伊予市に住

所がなかった方は、1月1日現在

にあつた住所地の「児童手当用所

得証明書」

■受付開始日 5月1日(月)

**住宅改修・特定福祉用具購入の
介護保険給付制度が変わりました**

長寿介護課（内線562）

■住宅改修のときは、事前申請を！

数年前から、全国各地で悪質な事業者による高齢者を狙った不必要、不適切な住宅リフォームが問題となっており、この被害は、介護保険の給付を受けようとする高齢者の方にも生じています。

悪質な業者により住宅改修を行った後、介護保険給付の申請をしてみると住宅改修が利用者の方に不適切なものであり、給付の対象とならず、費用が支給されないというトラブルが発生しています。

市では、このような被害を未然に防止するため、あらかじめ市に住宅改修を届け出る事前申請制度を平成18年4月1日から導入しました。事前に申請することで住宅改修が利用者の状態にあつた必要なものか審査でき、適正な介護保険の給付ができるようになります。事前申請を行わなければ介護保険給付が受けられませんので、必ず事前申請するようにしてください。

**■特定福祉用具購入のときは、
ケアマネジャーに相談を！**

平成18年4月1日から特定福祉

用具販売事業所は、県の指定が必要となりました。指定を受けた事業所は、福祉用具専門相談員を配置し、利用者の方に心身の状況、希望、環境を考慮した特定福祉用具を適切に選定してくれます。また、特定福祉用具の機能、使用方法、販売費用等の相談に応じ、保険給付の申請に必要な手続きについても手伝ってくれます。

指定を受けていない事業所から福祉用具を購入した場合は、介護保険給付を受けられませんのでご注意ください。

特定福祉用具には、腰掛便座・入浴補助用具・簡易浴槽・特殊尿器・移動用リフトの吊り具などがあります。

※住宅改修、福祉用具購入にかかる介護保険給付の対象となるのは介護認定を受けている方のみとなります。また、ご利用の際は必ず事前にケアマネジャーに相談しましょう。



上水道当直水道指定工事事業者

◆土・日曜日、祝日の上水道の故障など緊急業務は、次の当直水道指定工事事業者にご相談ください。

月	日	指定工事事業者	電 話
5	3(水)	(有)二宮水道工業	下吾川 983-2819
	4(木)	友澤設備	大 平 982-1381
	5(金)	西岡建材(株)	下吾川 983-1598
	6(土)	(有)ハヤタ設備工業	上吾川 983-0398
	7(日)	未来設備	尾 崎 983-5282
	13(土)	(株)伊予設備	米 湊 983-4613
	14(日)	岩井水道工業所	大 平 983-3066
	20(土)	(有)協和設備工業	上吾川 983-4185
	21(日)	功栄設備	中 村 982-5888
	27(土)	K・シマダ	下吾川 983-6553
6	28(日)	(有)港南設備	稲 荷 982-4487
	3(土)	佐伯工業所	灘 町 983-1244
	4(日)	(株)佐々木工業所	湊 町 983-0450
	10(土)	武智水道工業(株)	上三谷 982-1268
	11(日)	豊田設備	下吾川 982-6867

※中山地区、双海地区の簡易水道をご利用の方は、次の指定工事事業者にお問い合わせください。

中山地区	(有)升田金物店	☎967-0067
	(有)田中興業	☎967-0558
	(株)中山建設	☎967-1035
双海地区	(有)栄電機設備	☎967-1318
	藤岡工業(株)	☎986-0350

= 市内の交通事故状況 =

(3月末日現在)

	3月	累計	前年比
発 生	21件	60件	- 6件
死 者	0人	1人	- 2人
傷 者	29人	83人	+ 3人

シートベルトを正しく着用しましょう！

= 市内の街頭犯罪等発生状況 =

(3月末日現在)

	3月	累 計	前年比
侵 入 盗	1件	9件	- 5件
自 動 車 盗	0件	0件	- 2件
オ ー ト バ イ 盗	2件	3件	- 5件
自 転 車 盗	4件	13件	- 7件
車 上 ね ら い	1件	6件	- 5件

安全は一人ひとりの意識から
安心は人のつながり 地域から

**皆さんの安心のため、消防は24時間活動しています。
消火栓・防火水槽付近では駐車禁止！**

伊予消防署 ☎ 982-0657

消防署では、万一の火災に備えて、迅速かつ確実に消火活動や救助活動が行えるように、日ごろから訓練したり、消防用機材の点検や整備を行っています。また、市内に設けられている消火栓や防火水槽も定期的に点検しています。もしも、火災が発生したとき、消火栓や防火水槽の付近に車両が駐車されていたら一体どうなるでしょうか？

急いで現場に到着しても、駐車している車両があるために水を使うことができず、消火活動が遅れて尊い人命や財産を失うことにもなりかねません。

このような事態を避けるために道路交通法では、次の場所での駐車を禁止しています。

○消防用機械器具の置き場や消防用防火水槽のそば、又は、これらの道路に接する出入り口から5 m 以内の場所

○消火栓、指定消防水利の標識が設けられている位置、又は消防用防火水槽の給水口、吸管投入孔から5 m 以内の場所

このような場所が、消防水利に関する駐車禁止場所として定められています。

また、このような消防水利施設には、その所在がわかるように標識を設け、黄色のペンキを塗っています。駐車の際には、十分注意してください。



**消防士の保護具
「空気呼吸器」**



これが消防士が使用している「空気呼吸器」です。

一般の方々には「酸素ボンベ」のイメージがありますが、この丸いボンベの中に入っているのは実は「空気が」なのです。

火災などの現場で、煙や有毒ガ

スにより活動が困難な場合や酸素の少ないところへ進入するときに使用します。

重さ約7キロのボンベには約2,000ℓもの圧縮した空気が入っていますが、圧力調整器によって大気圧まで減圧され、面体(マスク)内に供給される仕組みになっています。

災害活動時は、平常時に比べ空気の消費量も増えますが、だいたい25分間程度は使用できます。ボンベの空気量が減ってくると大きな警報音が鳴る仕組みとなっています。

このように、空気呼吸器は消防士にとって自分の身を守る、必要不可欠な器材なのです。

■伊予市管内の火災と救急出場件数 (3月末日現在)

種別	3月分			累計(1月から)		
	火災件数	本庁 2 中山 1 双海 0	3	本庁 3 中山 2 双海 0	5	
救急出場件数	本庁 115 中山 20 双海 16	151	本庁 345 中山 52 双海 59	456		

火災・救急 → 119
火災救急病院 案内 982-5959